

リーディング・テキスト（3）：債権債務関係の原因、契約とそれ以外の原因

私たちの法律関係は、法律行為を原因として成立する場合と、それ以外の原因によって成立する場合があります。法律行為の中で、最も重要なものが契約です。日本民法は、13種類の契約を規定しています。これらを「典型契約」と呼びます。近代の民法には、「私的自治の原則」や「契約自由の原則」がありますから、民法の規定と異なるルールを合意することもできますし、別の種類の契約をすることもできます。ですから、民法の中の契約の規定は、原則として、当事者の意思が明確でない場合にだけ適用されます。つまり、これらの規定は「任意規定」です。

【債権債務関係の原因（1）：契約】

① 贈与

第549条 贈与は、当事者の一方が自己の財産を無償で相手方と与える意思を表示し、相手方が受諾をすることによって、その効力を生ずる。

② 売買

第555条 売買は、当事者の一方がある財産権を相手方に移転することを約し、相手方がこれに対してその代金を支払うことを約することによって、その効力を生ずる。

③ 交換

第586条 交換は、当事者が互いに金銭の所有権以外の財産権を移転することを約することによって、その効力を生ずる。

④ 消費貸借

第587条 消費貸借は、当事者の一方が種類、品質及び数量の同じ物をもって返還をすることを約して相手方から金銭その他の物を受け取ることによって、その効力を生ずる。

⑤ 使用貸借

第593条 使用貸借は、当事者の一方が無償で使用及び収益をした後に返還をすることを約して相手方からある物を受け取ることによって、その効力を生ずる。

⑥ 賃貸借

第601条 賃貸借は、当事者の一方がある物の使用及び収益を相手方にさせることを約し、相手方がこれに対してその賃料を支払うことを約することによって、その効力を生ずる。

⑦ 雇用

第623条 雇用は、当事者の一方が相手方に対して労働に従事することを約し、相手方がこれに対してその報酬を与えることを約することによって、その効力を生ずる。

⑧ 請負

第632条 請負は、当事者の一方がある仕事を完成することを約し、相手方がその仕事の結果に対してその報酬を支払うことを約することによって、その効力を生ずる。

⑨ 委任

第643条 委任は、当事者の一方が法律行為を相手方に委託し、相手方がこれを承諾することによって、その効力を生ずる。

⑩ 寄託

第657条 寄託は、当事者の一方が相手方のために保管をすることを約してある物を受け取ることによって、その効力を生ずる。

⑪ 組合

第667条 組合契約は、各当事者が出資をして共同の事業を営むことを約することによって、その効力を生ずる。

⑫ 終身定期金

第689条 終身定期金契約は、当事者の一方が、自己、相手方又は第三者の死亡に至るまで、定期に金銭その他の物を相手方又は第三者に給付することを約することによって、その効力を生ずる。

⑬ 和解

第695条 和解は、当事者が互いに譲歩をしてその間に存する争いをやめることを約することによって、その効力を生ずる。

さいけんさいむかんけい げんいん けいやくいがい げんいん
【債権債務関係の原因（2）：契約以外の原因】

けいやくいがい げんいん にほんみんぽう きてい じむかんり
 契約以外の原因としては、日本民法は、3つのものを規定しています。それは、事務管理、
 ふとうりとく ふほうこうい
 不当利得、および不法行為です。

じむかんり
 ① 事務管理

第 697 条 ぎむ たんにん じむ かんり はじ もの い か しょう かんりしや
 義務なく他人のために事務の管理を始めた者（以下この章において「管理者」とい
 う。）は、その事務の性質に従い、最も本人の利益に適合する方法によって、その事務の
 かんり い か じむかんり
 管理（以下「事務管理」という。）をしなければならない。

ふとうりとく
 ② 不当利得

第 703 条 ほうりつじょう げんいん たんにん ざいさんまた ろうむ りえき う たんにん せんしつ
 法律上の原因なく他人の財産又は労務によって利益を受け、そのために他人に損失
 およ もの い か しょう じゆえきしや
 を及ぼした者（以下この章において「受益者」という。）は、その利益の存する限度において、
 へんかん ぎむ お
 これを返還する義務を負う。

ふほうこうい
 ③ 不法行為

第 709 条 こいまた かしつ たんにん けんりまた ほうりつじょうほご りえき しんがい もの
 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これに
 よって しょう せんがい ばいしょう せきにん お
 よって生じた損害を賠償する責任を負う。